

笠岡市立小・中学校の学校規模の適正化計画基本方針（案）

平成26年1月17日

笠岡市教育委員会

平成25年11月25日、笠岡市教育審議会より「学校規模の適正化答申書」を受け取りました。笠岡市教育委員会では、その答申に基づいて中・長期的なビジョン策定の基本となる考え方をまとめ、「笠岡市立小・中学校の学校規模の適正化計画基本方針（案）」を決定しました。

1 学校規模の適正化に関する基本的な考え方

学校は、集団生活を通して、多様な考えや特性を持つ児童生徒が互いに協力し、助け合い、高め合いながら学力や体力の向上を図るとともに、豊かな人間性を育む場です。

そのため、教科などの学習はもちろんのこと、学校行事や部活動においても一定規模の集団を確保し、効果的な教育活動を展開することが必要です。

具体的には、多様な個性を持つ児童生徒が出会い、いろいろな関わり合いを通して社会性や協調性を培いながら、よりよい人間関係を築いていくことができるような規模が望ましいと考えています。

こうしたことから、次の点を基本として学校規模の適正化に取り組みます。

- (1) 小学校においては、複式学級編成が継続、そして今後見込まれる場合はその解消を図るよう努めます。また、望ましい教育活動を円滑に実施するために、1校当たりの学級数は少なくとも1学年1学級以上、1学級当たりの児童数は20名を目安として学校規模の適正化に努めます。
- (2) 中学校においては、生徒の興味・関心等へ対応することができるよう、学習や部活動、学校行事等の選択の幅を持たせることが大切だと考えます。

そこで、中学校においては、クラス替えが可能な1学年複数学級となるように学校規模の適正化に努めます。

2 学校規模の適正化に当たっての基本的配慮事項

学校規模の適正化に当たっては、次の事項に配慮します。

- (1) 各学校で進められている特色ある学校づくりの取組を引き継ぐことができるよう配慮します。
- (2) 通学路の安全性を十分確保し、遠距離通学については、スクールバスやスクールボート、公共交通機関等の利用を含め、児童生徒の発達段階を考慮した通学に関する対策を講じます。

特に、島しょ部小学校の学校規模の適正化については、安全面はもとよりスクールボートや定期船等の利用による通学の負担を考慮して慎重に検討します。

- (3) 統合による新しい環境での児童生徒の不安や動揺を最小限にするため、教職員配置等に配慮し、新しい学校への円滑な移行ができるよう、統合前に児童生徒やPTAの各種交流事業等を支援します。
- (4) 統合により廃校となる学校については、耐用年数等も考慮してその後の校舎等の利活用に努めます。